

京都市消防局訓令乙第25号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局災害活動組織の編成及び運用に関する規程の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

京都市消防局長 杉本 栄一

第8条中「第2項」を削る。

第10条第1項中「増強警防態勢」を「対策会議は、増強警防態勢」に、「おいて」を「開催し」に改める。

第11条第1項中「及び」の右に「局警防本部の」を加える。

第12条本文中「(災害活動における事故をいう。)」を削る。

第14条表以外の部分中「班長」を「局警防本部の班長」に改める。

第18条中「班」を「署警防本部の班」に改める。

第19条本文中「班長」を「署警防本部の班長」に改め、同条の表区災害対策本部班の項中「警防課長」の右に「(警防班長兼務)」を加える。

第21条を削る。

第20条中「消防吏員」を「消防職員(以下「職員」という。)」に改め、同条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

(署本部長以外の者による署警防本部の任務統括)

第20条 警防班長は、平常警防態勢において署警防本部の任務を統括する。この場合において、毎日勤務の職員の勤務時間外及び休日並びに警防班長に事故があるときは、当務の指揮隊長が当該任務を代行する。

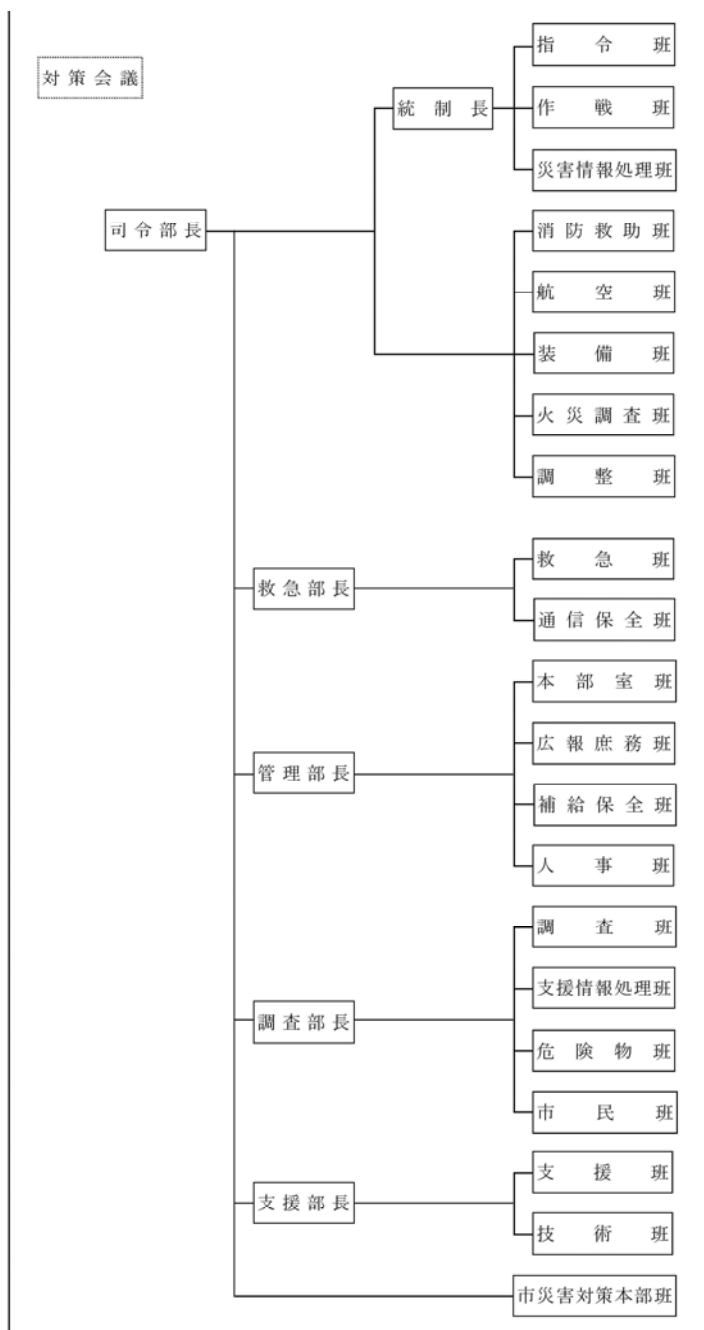
第27条第2項ただし書以外の部分中「されたときは、」の右に「消防署に」を加え、同項を同条第4項とし、同条第3項を次のように改める。

3 局本部長は、増強警防態勢を発令したときは、消防本部に部隊増強基準に示す数の特設隊を編成し、配置するものとする。ただし、必要があると認めるときは、部隊増強基準によることなく、局本部員をもって特設隊を編成し、配置することができる。

第27条第1項の次に次の1項を加える。

2 局本部長及び署本部長は、警防活動上必要があると認める場合(署本部長にあつては、別に定める場合に限る。)は、特設隊を編成し、配置することができる(次項及び第4項の規定により特設隊を編成し、配置する場合を除く。)

別表第1 1備考中「消防職員(以下「職員」という。)」を「職員」に改め、同表2局警防本部の項を次のように改める。



別表第1 4部隊の項中「52隊」を「48隊」に改め、同表備考中「全員」の右に「(非常勤嘱託員については、必要があると認める者。)」を加える。

別表第2 司令部の項中「画像」を「画像等の」に、

- 「
- (5) 大規模災害対策支援システム等の運用に関すること。
 - (6) 毎日勤務の職員の勤務時間外における市災害警戒本部の事務のうち、次に掲げる事項に関すること。
 - (ア) 各局への情報伝達
 - (イ) 被害情報の収集及び京都府への報告
 - (ウ) 報道機関等に対する対応
 - (エ) 行財政局防災危機管理室職員に対する連絡
- 」

を

- 「
- (5) 毎日勤務の職員の勤務時間外における市災害警戒本部の事務のうち、次に掲げる事項に関すること。
 - (ア) 各局への情報伝達
 - (イ) 被害情報の収集及び京都府への報告
 - (ウ) 報道機関等に対する対応
 - (エ) 行財政局防災危機管理室職員に対する連絡
- 」

に、

- 「
- (4) 他都市消防応援部隊との連絡及び調整に関すること。
- 」

を

- 「
- (4) 緊急消防援助隊等との連絡及び調整に関すること(救急活動に関することを除く。)
- 」

に、

- 「
- (4) 緊急消防援助隊等のうち、航空部隊の受入、作戦計画の樹立及び運用に関すること。
- 」

を

- 「
- (4) 緊急消防援助隊等(航空部隊に限る。)の受入れ及び運用調整に関すること。
- 」

に改め、同表

救急部の項中

- 「
- (5) 他都市消防応援部隊との連絡及び調整に関すること。
- 」

を

- 「
- (5) 緊急消防援助隊等との連絡及び調整に関すること(救急活動に関することに限る。)
- 」

に改め、同表

調査部の項中

- | |
|---|
| (1) 災害現場活動を支援するための情報の集約及び必要情報の提供準備等に関する事。 |
| (2) 災害現場活動を支援するための情報に係る高所カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム等による映像の分析に関する事。 |

を

- | |
|--|
| (1) 災害活動組織の運用を支援するための情報の集約及び必要情報の提供準備等に関する事。 |
|--|

に改め、同表

支援部の項中

- | |
|---|
| (1) 京都市消防局受援本部の設置運用に関する事。 |
| (2) 緊急消防援助隊調整本部等の設置運用に関する事。 |
| (3) 緊急消防援助隊等（航空部隊を除く。）の受入、作戦計画の樹立及び運用に関する事。 |
| (4) 緊急消防援助隊等の後方支援に関する事。 |
| (5) 他都市消防応援部隊の誘導に関する事。 |
| (6) 各部に対する支援活動に関する事。 |
| (7) 人員の輸送に関する事。 |

を

- | |
|---|
| (1) 各部に対する支援活動に関する事。 |
| (2) 人員の輸送に関する事。 |
| (3) 緊急消防援助隊等（航空部隊を除く。）の受入れ、運用調整及び後方支援に関する事。 |

に改め、同

表市災害対策本部班の項中

- | |
|-----------------------|
| (1) 市災害対策本部との連携に関する事。 |
|-----------------------|

を

- | |
|--|
| (1) 市災害対策本部との連携（連絡及び調整に関する本部室班の支援を含む。）に関する事。 |
| (2) 情報連絡員（リエゾン）及び本部事務局員の派遣に関する事。 |

に改め、同表に

備考として次のように加える。

備考 司令部長（第1号警防態勢に限る。）又は局本部長は、必要があると認める場合は、各班に左欄に掲げる区分に応じた右欄に掲げる任務以外の任務を臨時的に行わせることができる。

別表第3支援班の項中「他都市消防応援部隊」を「緊急消防援助隊等」に改め、同表区災害対策本部班の項中

「

(1) 区災害対策本部との連携に関すること。

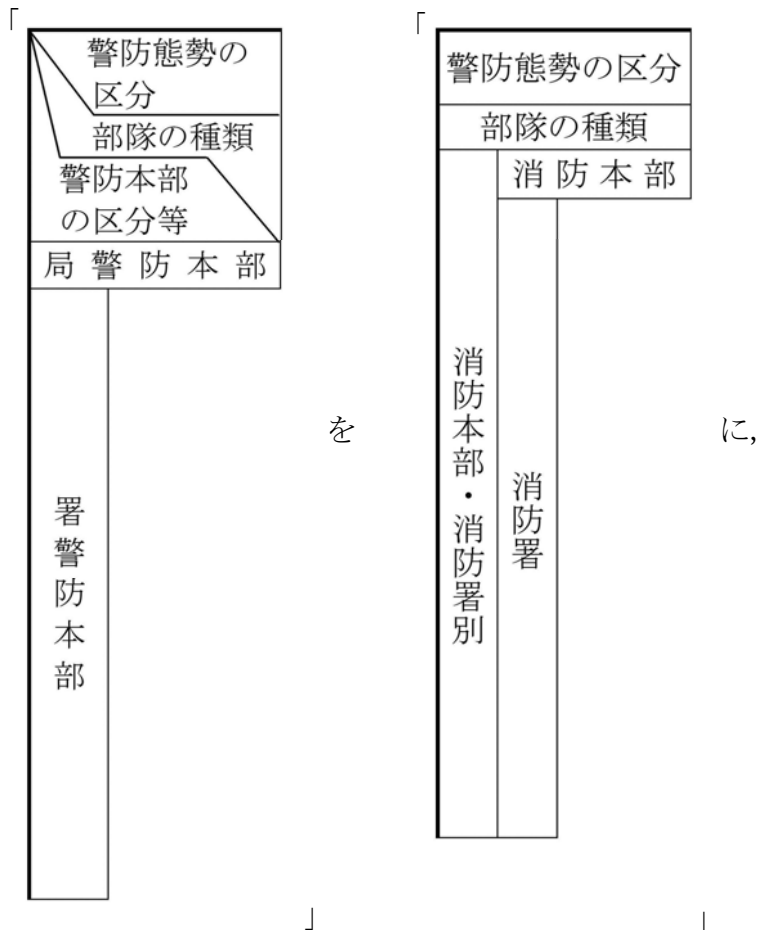
」を

「

(1) 区災害対策本部との連携に関すること。
(2) 情報連絡員（リエゾン）の派遣に関すること。

」に改める。

別表第4備考以外の部分中



「

6

」

20

」を

「

5

」

19

」に、

「

5

」を
「

15

」
「

3

」に、
「

13

」
「

9

」を
「

22

」
「

8

」に、「52」を「48」

に、「171」を「167」に、「176」を「172」に改め、同表備考中「局警防本部」を「消防本部」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(消防局警防部警防計画課)